

貝塚寺内町遺跡の分析

はじめに

近年、中世都市史研究の戦後第2のブームと言われている¹⁾。貝塚寺内についても「貝塚寺内町歴史研究会」が結成され、文献史学、歴史地理学等の分野にて様々な成果が報告されている²⁾。

さて、1997年は寺内町研究において大きな発見があった。都市開発の中で大きく破壊を受けていた山科本願寺・寺内町において発掘調査が実施され、寺内を巡る堀跡、土塁、建物跡が発見された³⁾。考古学的には不明であった山科本願寺・寺内町の様相が具体的な形で現れ、地元では大きな反響を呼んだ。これを契機に、地元山科では発見された遺構等の保存運動が展開され、寺内町等の連続講座が開催されるなど注目を集めたのである⁴⁾。

中世都市史研究において寺内町は問題になるものの、その位置付けが明確ではない⁵⁾。比較的豊富に残る文献史料による分析は進んでいるものの、それ以外の研究については十分なものではない。貝塚についても同様である。

貝塚は近世を通じて常に町場であったため、現在も当時の細かい区画等を色濃く残している。したがって、現在の建設行為自体が非常に小規模であり、それに伴う発掘調査は小規模に成らざるを得ない。平成5年度以降、各種建築工事に先立つ発掘調査を本格化させたものの、各調査区での成果については、それ単独での位置づけが困難なものが多い。

このような状況下ではあるものの、近年、中規模以上の開発が頻発し、一定量の面積を発掘調査することが可能となった。これらの成果を活かすため、従前の調査成果を整理する必要が発生した。また、これらの成果から確定困難であった小規模調査成果の位置付けが可能になるという相関関係が生まれている。そこで本考察では、これまでの各調査を整理し貝塚寺内全体像の復元を試み、現状での問題点等を指摘する。

1. 整理、分析の前提

発掘調査は、昭和58年を嚆矢として平成9年にかけて計59ヶ所（65調査）を実施している。平成5年以降調査を活発化させたため、86%はこれ以降のものである。これらとほぼ同数の立会調査を実施しているものの記録化に精粗があり、一部立会調査例を含めるが発掘調査を資料の中心とする（表6、図52）。

現在報告例は17例を数えるが、遺跡の規模、調査件数と比較すると十分なものではない。これらは各概要報告書等にて一定の分析を行い、寺内成立期前後の区画方向⁶⁾、和泉音羽焼に関わるもの⁷⁾、「濠」「土塁」に関するもの⁸⁾、町場開発行為に関するもの⁹⁾等について公表している。今回の分析はこれらを前提とし、それぞれ詳細については特には記述しない。

貝塚に関して本市が発行したものに、『貝塚寺内町－町並み調査報告書－』がある¹⁰⁾。建築史からの分析であるが、町並等については現在最も纏まった成果である。発掘調査の目的はこの成果の検証を第一としている。建築史以外の分野については公表されたものも少ないため、比較、検

証は充分ではないが、今回、考古学成果との対比が可能な部分について検証する。

2. 文献史料による貝塚寺内

文献史料等による本寺内の歴史は、寺内の中心寺院願泉寺に豊富な文書等が残るため、早くから分析されている。現状にて最も纏まりを持つものは昭和30～33年の出版された『貝塚市史』全3巻である¹¹⁾。今回市史第三巻史料に掲載された年表から、寺内に関わる部分を抽出し新たに年表を作成した。作成するに当たり、第3巻史料に掲載された文書、近藤孝敏氏による史料紹介等¹²⁾を参考とし、一部再編した。また、現状で同時代文書が存在しない事象、存在していても公表されていないものについては疑問事象として抽出した。歴史的な流れはここでは記述せず、文末の年表を参照されたい。

3. 地形（図53）

貝塚は中、北、南、西、近木の五町からなる。地形の変化点に存在するため、まず、現地表から観察できる地理的な状況を説明する¹³⁾。

寺内の地形は河川、段丘、砂堆の大きく3つに分類できる。

河川は3本流れている。北には寺内北辺を画する北境川、中央には寺内を横断する難波川、南には寺内南辺を画する清水川が存在する。それぞれ、段丘上から海（南東から北西方向）に流れ開析谷を形成する。北境川は明確な氾濫原を有し、これらの中では最大の川である。現状はいずれもコンクリート製U字溝の生活雑廃水下水路となっている。

段丘は寺内の東側、約1／3を占め、海拔6～10mを測る。段丘端部は比高約3m以上を測る崖となっており、現状でも各地に存在する。この段丘は本市の平坦部のほとんどを占める中位段丘であり、市内遺跡の多くはこの上に存在する。願泉寺は段丘最端部に位置する。

砂堆は寺内西側に存在し、海拔2～3mを測る。先の3河川の沖積作用によって形成されたものと考えられる。なお、北境川、清水川の寺内側には川に並行する自然堤防と考えられ微高地が存在するが、その状況把握は完全ではない。

その他寺内外部からの水路が幾つか存在する。

地形と各町を対比すると、段丘上は北から北町の半分、中町、近木町、砂堆部は北から北町の半分、西町、南町、近木町の一部となり、ほぼ地形に沿った町割である。

4. 地形分類による成果（図52、54）

寺内における遺構等のありかたは地形によって異なるため、ここでは前項にて分類した地形分類に沿って調査成果をまとめる。（以下カッコ内は図52調査地点番号）

・砂堆部海拔約2m地点（1～14、37、40～43、50、52、58）

本地域は調査地22ヶ所を数える。試掘調査が主体であるため、遺構の広がり等は明確ではない。土層断面観察を総合すると、数cm～数十cmの整地を繰り返し、全体で約1mの整地層を形成する。調査例が西町、南町に集中しており、北町における状況は明確ではないが、出土遺物からすると、17世紀代に開発が開始され、18世紀初頭以降造成が活発化していることが理解できる。特に南町東半は開発速度が早く、17世紀代にはほぼ全域に及んでいる。南町、西町は17世紀以降断続的に開

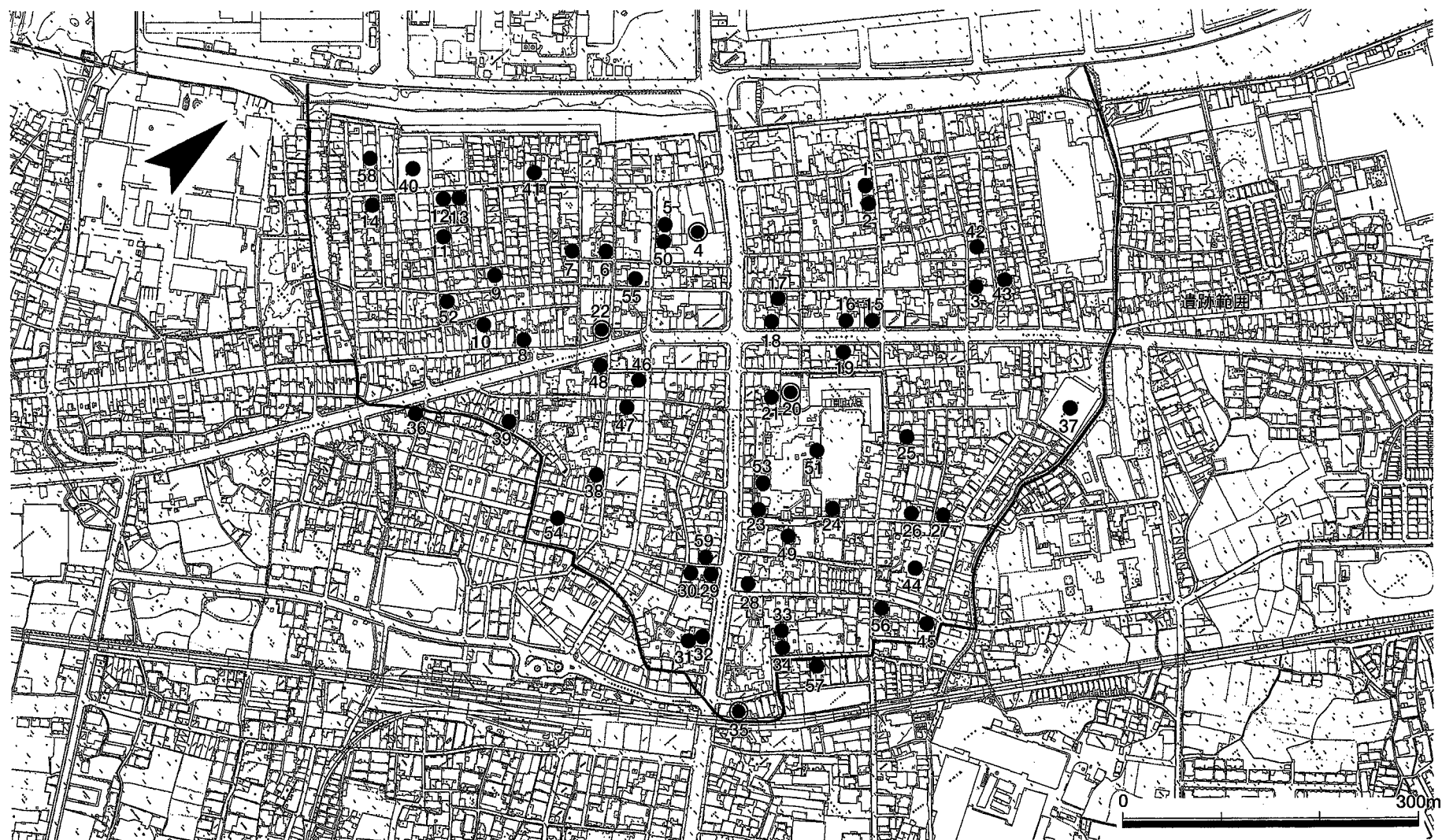


図52 調査地点

発が進み、19世紀初頭までには41地点南東側に接した市道まで町屋としての開発が完成していたと考えられる（3～14、50、52）。北町は開発開始以降の遺物、整地層は顕著ではなく、町場として利用された形跡は薄い。幕末前後までは「浜」の状況を呈していたと考えられる（1、2、42、43）。40、41、58地点は整地層等は存在せず、現代盛土直下は砂浜である。

・砂堆部海拔約3 m地点（15～22、36、39、46～48、55）

調査地は14ヶ所を数える。本地域についても試掘調査主体であるため、遺構等の把握状況は前地域とほぼ同様だが、2次調査を実施した地点が2ヶ所あり¹⁴⁾（20、22）、状況把握は比較的進んでいる。断面観察等を総合すると、数cm～数十cmの整地を繰り返し、全体で約2 mの整地層を形成する。整地を繰り返すことは2 m地域と同様であるが、各整地層の厚みが増大・遺物量が増加する等の特徴が挙げられる。

特筆すべきことは、本寺内において最も古い時代の遺物が出土することである。遺物の年代に合致した遺構等からの出土ではないものの、多量に出土している。列举すると、15世紀代の青磁碗、16世紀～17世紀初頭の青花、16世紀後半の朝鮮王朝白磁、16世紀後半～17世紀の唐津、備前、瀬戸・美濃等の陶器、17世紀の肥前系染付磁器、16世紀の波状文軒平瓦¹⁵⁾、「○和六年二月」の銘を持つ丸瓦等である。記年銘丸瓦は凹面糸切り法によるものであり、従前では16世紀後半頃に位置付けられている¹⁶⁾。年号に当てはめると、元和6年（1620）に推定できる（15～22）。

遺構は未発見であるものの、遺物の出土傾向からすると、当地に16世紀後半にはすでに商業拠点的な集落が存在したと考えられる。ただし、その出現時期については不明であるが、少なくとも16世紀前半代には開発が始まったと考えられ、15世紀代に遡る可能性は高い¹⁷⁾。

砂堆部の調査を総合すると、現状から1～2 mの深さ、すなわち当時の海拔約1 mから集落化がスタートし、全体的には盛土により嵩上げすることが開発の基本であった。整地層の厚み、出土遺物の古さから現状海拔3 m地域が集落化のスタート地点と考えられる。また、瓦の出土から16世紀代に寺院の存在が考えられる。

・段丘部（23～35、38、44、45、49、51、53、54、56、57、59）

調査地は23ヶ所を数える。調査地は難波川開析谷部分についても含んでいる。調査内容の基本としては、数cm単位の遺物包含層が1～2層存在し、現状地盤から0.2～0.5 mにて自然面に到達する状況であり、浅い切土、均し整地程度が開発の主体である。この地域は18世紀後半以降、特に幕末以降の遺構が多数存在し、遺物包含層の薄さ、数の少なさから、この時期にそれ以前遺構を破壊しているものと見られる（25～28、49）¹⁸⁾。したがって、幕末以前の変遷等は明確ではない。特に近木町は近代以降大幅に削平を受けており、それ以前の状況は全く不明である（29、30、38、59）。44、45、56地点は遺構、遺物は全くなく、開発は近代以降と見られる。

遺物の出土傾向からすると願泉寺境内付近の北町、中町は17世紀代には開発が開始されるが、その後の状況は明確ではない。遺物量からその速度は遅いと推定できる。18世紀後半開発は活発化している。

願泉寺境内では特筆すべき成果が幾つかある。23地点では現在の区画方向とは異なる方向の石

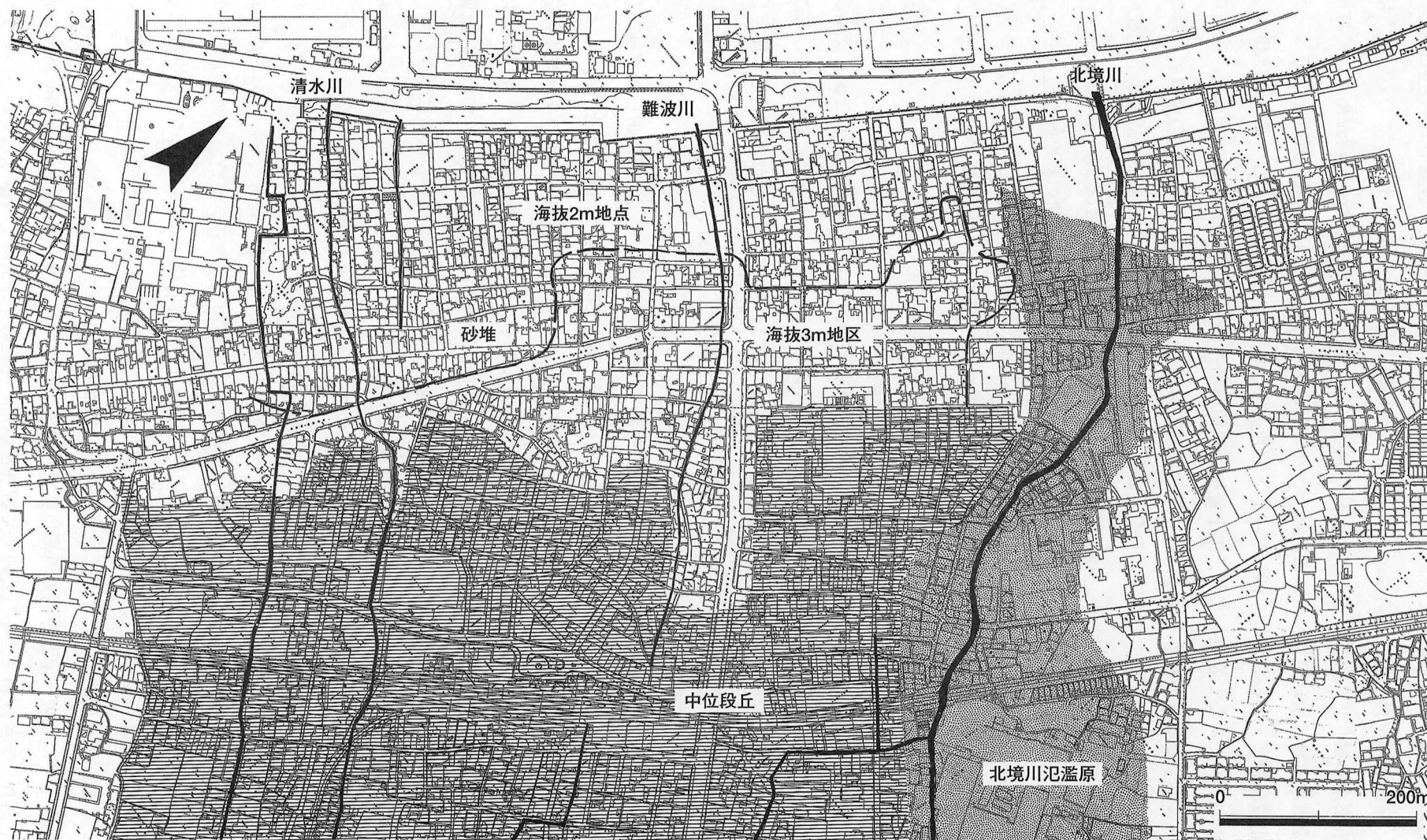


図53 地形分類

列（石垣基底部？）を確認している¹⁹⁾。この成果をもって、寺内成立期の区画等云々されている。今回、調査記録を再検討した結果、上層の遺物包含層は幕末以降のものであり、この石列堀方はその直下から掘り込まれていること、裏込に相当する土層からは幕末以降の遺物が出土しており、石列を出土遺物以前に位置付けることはできないことが判明した。また、51、53地点²⁰⁾では、現本堂建設時の盛土と推定できる砂層を中心とした大幅な整地層を確認した。この整地層は現本堂建立時のものであると推定したが、出土遺物は土師器細片のみであり時期決定はできない。願泉寺境内では幕末と見られる遺構、遺物は確認できるものの、それ以前の資料はこの整地層のみであり、遺構の存在は限定される。16世紀代の状況は全く掴めない。境内であるため町場と同様の遺構等は存在しないであろうが、周辺町場の動きとは連動しない状況がある。

活発化した開発は幕末にピークを迎える。願泉寺境内においても幕末期の整地層が確認でき、ほぼ全体に広がると推定できる。

段丘と砂堆の開発の関連を検証できると発掘調査例はない。両地形間には地形の部分で述べたとおり、今も崖が多く存在し、連続的な調査が不可能なためである。

5. 寺内構造物の成果（図52、55）

願泉寺に残る慶安元年（1645）銘を持つ寺内絵図は有名である。これらに描かれた濠、土塁、町屋の状況、街路区画はしばしば引用されている。寺内の状況を考える上では、絵図を避けることはできず、本項では濠等の寺内を形成する構造物について、慶安絵図とそれを現地地形に比定した青山賢信氏の照合図²¹⁾を主として、その種別毎に検証する。

・濠

青山氏によって濠が推定された地点に実際に確認できたもの2例（36、33）、存在しなかったもの3例（34、35、37）、推定地以外で確認したもの2例（32、20）計7ヶ所が対象となる。

36地点²²⁾では位置、方向共に推定どおりの濠跡を検出した。南肩部のみの検出であり規模の詳細は不明だが、石組み等の護岸構造は持たず素掘りのものである。出土遺物が少なく開口時期は明確ではないが、17世紀～18世紀初頭頃の遺物が出土し、後者の時期には埋められている。東側にある段丘崖に沿って設置されていたことが推定できる。33地点²³⁾は肩部等の検出はできなかったものの、調査対象敷地内のほぼ全域において、濠埋土と見られる粘土等の堆積を確認した。近代から現代にかけての整地層（約1m）を除去すると黒色粘土、灰黄色細砂の堆積を確認した。堆積厚は0.4～0.8mを測る。埋没時期は明治初頭前後である。

34²⁴⁾、35²⁵⁾地点については、現地表下数十cmにて自然面に到達し濠は存在しない。34地点は33地点の南東隣であり、両成果をもって北東～南西方向の濠が復元できる。また、先の照合図よりも北西にづれて存在することが明らかになった。37地点²⁶⁾では北境川に氾濫原内の湿地を確認し、遺構等は全く存在しない。地盤状況は非常に脆弱あり、この地点に濠を掘削できるとは考えられない。また、例え掘削できたとしてもその後維持は不可能である。

32地点²⁷⁾では北東～南西方向の黒褐色粘土を埋土とする落ち込みを確認した。東側肩部のみの検出であり、深さ1.6mまで下げた段階で掘削を中止したため、底部深度は確認していない。また、

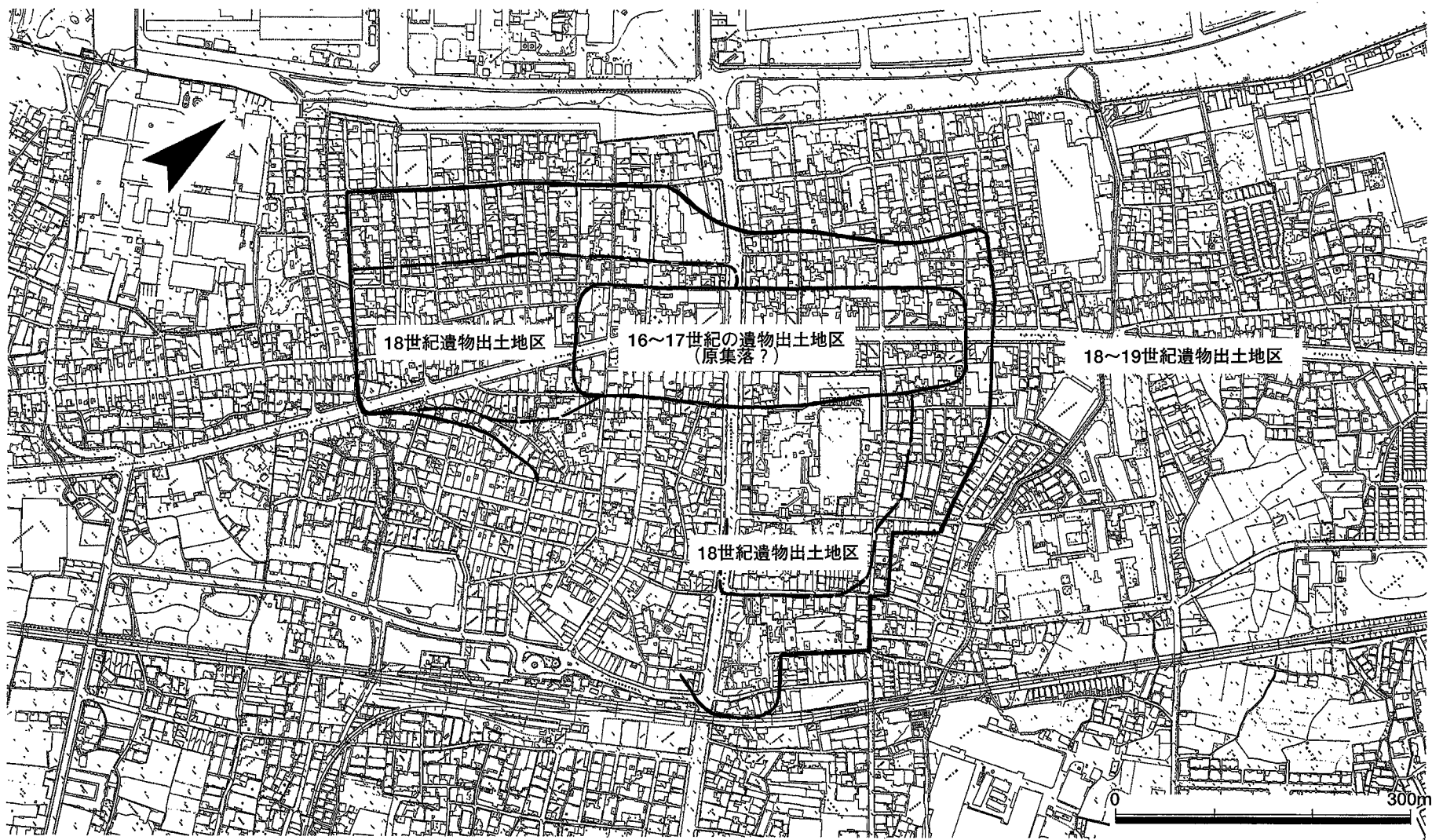


図54 遺物等の出土分布状況

出土遺物もない。そのため調査当時は濠との認識がなかった。しかし、その後の調査でこれだけの規模を持つ遺構は濠に限られるため、現在は濠と認識している。遺物が出土しないので、開口時期は不明である。本遺構は慶安絵図推定地ではないが、青山氏による享保17年（1732）絵図照合図のト半墓所を圍繞するとされるものに合致している。ただし、墓所対岸南東側のものは調査資料が無く未発見である。20地点²⁸⁾では段丘崖下において幅4.5m、検出長7m、深さ1.8mを測る大溝を検出した。本遺構は調査区外に広がること、調査区内で途切れることから濠とするには問題を持っているが、規模的にはそれ以外想定できない。遺物は青花等多数出土し、16世紀後半から17世紀初頭頃掘削され、18世紀後半以降に人為的に埋められている。これは絵図には一切表現されておらず、新たな発見である。位置的にはト半役所の門前を区画する濠の可能性が高い。

上記7ヶ所の調査をもって即断することは焦燥ではあると思われるが、以下の推定ができる。

段丘上ではほぼそれを縦断する形、寺内南東辺において設置されている。33地点のものはそのまま北東にのび直線的に北境川まで続く。しかし、川に直結していたかは現状では不明である。この部分の年代は出土遺物が少ないため明確ではないが、埋没は18世紀後半から幕末、明治初頭にかけてと推定できる。北境川に接する寺内北東辺には人工的な濠は無く、川がその役目を担っていた。32地点は先の照合どおりト半墓所を圍繞していたという調査資料はないものの、近木町内、38地点南側付近等をとおり段丘崖下へ続く。この地区の年代もほぼ先のものと同様と推定する。

砂堆部では、段丘上同様北境川付近にはない。36地点のものは段丘崖直下から続きそのまま清水川、南東方向へ直進していく。ただし、ここについても川に直結していたかの判断はできない。また、段丘崖の部分も接続しているかは不明である。36地点から西側の調査資料はないが、清水川に接する寺内南西辺についても濠は無いと推定できる。この地点の年代は先に示したとおり36地点の18世紀初頭埋没である。20地点のものの広がり現状では不明であるが、年代的にはこの地点が最も古く、16世紀後半から17世紀後半である。

各遺構の開口年代を確定することは困難であるが、概ね段丘上の濠は年代が新しく、砂堆部のものは古い。時期的に集落拡大状況に類似した状況が推定でき、砂堆部のものは16世紀後半以降、段丘上は17世紀に入ってから掘削・設置されたとできる。

・土塁

絵図に描かれた海岸部を除く三方の土塁は現存しない。18世紀以降町場として発展する過程において破壊されたものと推定できる。土塁が推定される31地点²⁹⁾の調査では、19世紀の土坑を多数検出したが土塁の痕跡は全くない。32地点においても先のとおり確認できない。27地点³⁰⁾についても、31地点同様幕末の遺構を検出している。調査例が3例であり、土塁推定地の調査絶対量が少なく検証の資料は整っていないのが現状である。地上構造物は地下に何らかの基礎構造が存在しない限り発見は困難であり、今後も発見が期待できる可能性は低い。特に段丘上に関しては不可能に近い状況にあると言える。

近年、絵図以外の発見があった。平成7年に実施した4地点の調査では海岸線とほぼ並行に連

なる土塁を確認した³¹⁾。断面台形を呈し、幅上端約1 m、下端約2 m、高さ約1 mを測る。現地表下1～2 mに存在しており、盛土造成を主体とする砂堆部に位置していたため遺存したものと推定できる。調査担当者は個人蔵の元禄絵図に描かれた「浜際通り」と並行する施設と判定している。また、平成8年に実施した1地点³²⁾の調査では、4地点とほぼ同じ距離内陸側に入った地点において、同一の方向・規模の石塁を検出している。この2点の調査から、これらが連続して海岸部に設置されたと即断する事は焦燥であると思われるが、先の4地点のものの性格付けは別として、海岸側に絵図に描かれない区画施設が存在したことを推定できる。年代的にはそれほど古くはなく18世紀以降のものである。

・街路、区画方向

発掘調査によって、確実に道と見られる遺構は確認できていない。調査が宅地に限定されることが原因であると言えるが、逆に慶安絵図の街路を現在も踏襲している証拠と言えよう。

現在確認している溝等の遺構は基本的には街路方向に一致する。各調査地において、この方向に合致しないものも確認しているが、それが占める割合は非常に低く、規模も小さいため、これらが区画の基本方向を示しているとは認め難い。

願泉寺境内(23)における調査にて現状区画と方向が異なる石組を確認しているが³³⁾、先に指摘したとおり、この方向性をもって区画の方向性を検証することはできない。

本寺内で慶安絵図にある状況がいつから作られたのかが問題となる。現状で方向性が理解でき、年代がほぼ確定できる最も古い例は先の20地点の濠である。16世紀後半から17世紀初頭に掘削されたと見られ、方向も現状区画方向に合致している。17地点では現状区画が出現するのは17世紀に以降ある。現在の成果では、慶安絵図区画の出現は16世紀後半を上限とできる。この点については後に考察する。

・屋敷地状況

調査では、井戸、便所、溝、柱基礎、ゴミ穴等単体にては検出しているが、遺構の重複が激しいこと・後世の攪乱が多いこと等から、遺構相関関係を確認できる例は少ない。屋敷地内での建物配置など具体的な様相は明らかにできていない。4地点では方向性の異なる建物跡を確認しているが、時期が確定できない・周辺にて検出した遺構等との方向が整合しない・臨時的な建物等の問題を持っており、現状では検証資料にはできない。

5. 寺内の変遷

以上、調査についてその概略を示し、分類毎にまとめたが、ここでは全体について総括する。

集落の出現としては、現状では16世紀初頭から前半の時期が考えられる。段丘下の現状海拔約3 mを測る地点に一定規模を持つ集落の存在が推定できる。青花等の出土から、この集落は農村、漁村的なものではなく、街道沿いの商業拠点的な集落と言える。図示した方形区画は現状地形からのものであり、当時からこの範囲、区画を持っていたということではない³⁴⁾。

これらは遺物からの推定であり、今後の調査によって、时期的に更に遡る成果が期待できる。

16世紀後半は遺物量が前代より増加し、その内容からすると16世紀前半より更に都市的な集落

に成長したと言える。地域的には先に示した地域を出ない。また、この段階で瓦を葺く寺院の存在が考えられる。

砂堆部では17世紀代、広い範囲に開発が進んでいる。16世紀代の集落部分から南町の方（西方向）には早くから開発され、寺内南西部分は先行して整備されたと言える。段丘上の状況は、確実な資料に乏しく明確ではないが、願泉寺周辺部分は前半代には開発が始まったものと考えられる。

寺内で現存最古の絵図である慶安絵図に見られる区画は、現状資料では20地点の濠によって、16世紀後半から17世紀初頭に初現が求められる。しかし、推定の時代幅が大きく、掘削の下限として17世紀初頭は有効であるが、16世紀後半は推定域を出ない。また、比較検証する資料も存在しない。16世紀代については先に示した砂堆に開発が限定されるようであり、広がりを持つのは17世紀に入ってからである。現状ではこの区画の出現は17世紀初頭を遡らないと言えよう³⁵⁾。

18世紀代は開発が寺内のほぼ全域に広がる。先行していた南町では初頭段階で濠の埋め戻しが完了しているほどである(20)。土塁等もこの時期にすでに破壊が始まったと推定できる。調査においても、特に18世紀後半の遺構、遺物が存在する。幕末から後の遺構しか存在しない調査地においても、18世紀代の陶磁器等が多量に出土し、今で言う「開発ラッシュ」的な状況が以後続く。しかし、北町においては、北部、西部は未開発地域が残っている。

6. 他分野研究との対比

以上、貝塚寺内について考古学的にまとめた。ここからは、この成果を基に文献史学等先行研究との比較を行う。なお、今回は明らかに考古学成果と異なる点について対象とするが、資料的に直接の対比ができないものが多く、以下は箇条書きにて表す。

①集落出現期

一般的に歴史学等では、本寺内の初現期状況は確定した集落ではないと否定的な見解である³⁶⁾。天文19(1550)年以降「原寺内」となり、本願寺が置かれる天正11(1583)年から発展したとする。しかし、先述のとおり、遺構は未発見であるものの、出土遺物からは16世紀中頃には、商業拠点的な集落が存在したと考えられ、16世紀前半には一定の規模を持つ集落であったことが窺える。文字記録を無批判に信用できない状況がある。

②天正5(1577)年信長軍破却

貝塚の由緒書として有名な「貝塚寺内基立書」がある。天正15(1587)、富田頼雄という人物が表したとされ、従前の研究ではこの記述が基礎になって分析が進められれている。その中に「天正五年兵乱ニ草堂・人屋悉ク破却ス」とあり、このことから市史では「焼土と化す」と表現されている。天正五年の兵乱とは、本寺内が和泉国一向一揆の拠点となって本願寺を支持したため、信長軍によって攻撃されたことである³⁷⁾。

堺では兵乱後のかたづけ層が堆積し、その層が時代判定の鍵層になっている³⁸⁾。本寺内における発掘調査では、幾つかの地点において、敷地全面を覆うような焼土層、炭混じり土層は確認できる。これは近世、特に18世紀以降の火災等のかたづけした整地層と考えられる。しかし、寺内全

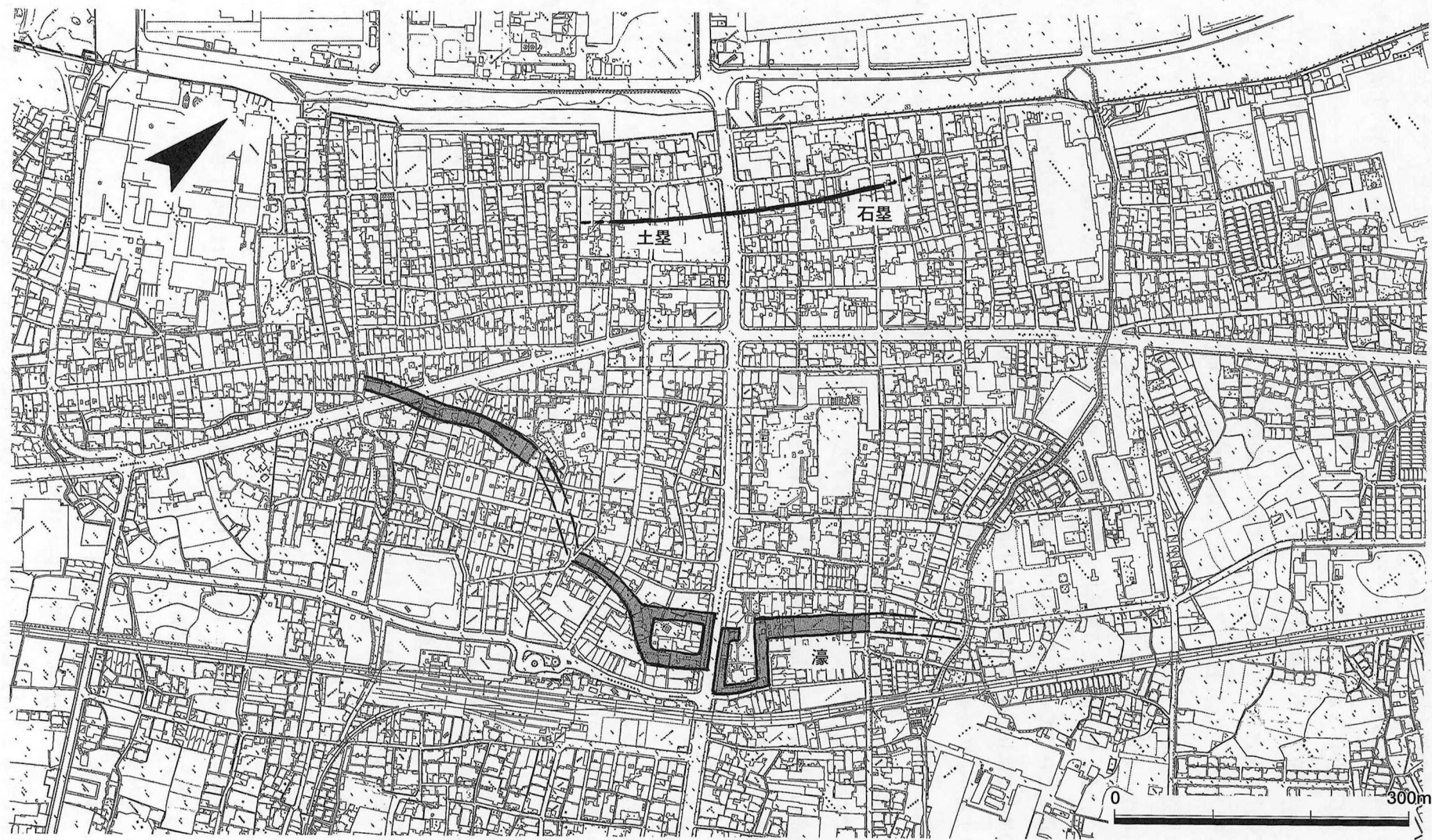


图55 濠、土壘推定

域を覆う様な焼土層等は確認できない。後の開発によりすべて削平されたともできるが、痕跡も確認できない状況であり、一部の家屋が破壊される様なものは想定できるが、寺内全域を焼きつくす様な破却はなかったと言えよう。

先の「基立書」も近藤氏によって史料批判がなされ、記銘年に作成されたものではないこと、一定の事実を含むものの、後の時代にある意図をもって書れたものであることが明らかにされている³⁹⁾。また、『信長公記』⁴⁰⁾には破却の記載はなく、現状では直接の記録は存在しない。

③願泉寺

願泉寺の寺号を得る寺院の変遷は、文献史料より草庵（建設年代不明）、天文19年（1550）草庵再興、天正8年（1580）道場再建（板屋道場）、慶長3年（1598）本堂新築、寛文3年（1663）現本堂建立とされてる⁴¹⁾。慶長以前のものは草庵、板屋等であり瓦葺き建物を想定されていない。

20地点では16世紀代の波状文軒平瓦、「元和6年（1620）」と推定できる記年銘丸瓦が出土し、文献史料からの変遷に合致しない成果がある。

波状文瓦が16世紀代のどの時期にあたるのかは、この時代の瓦研究が十分でなく確定できないが、16世紀後半代には瓦葺き寺院の存在が推定できる。元和については、慶長と寛文の間に入る年代であり、記録にない願泉寺関連建物とするか、瓦葺替えとするか現状では確定はできない。凹面糸切り痕をもつ丸瓦も多数出土し、現状からは記録にない願泉寺関連の何らか建物に伴う瓦であることが有力である。

次に位置の問題である。これまで先の変遷については、総て段丘上の現境内を動かないものと想定されている。

先述のとおり、16世紀代の集落領域は砂堆上であり、段丘上に痕跡は存在しないこと、また、境内に寛文以前の遺構等が存在しないこと等の状況がある。16世紀代に現境内において寺院を想定できない。瓦の出土からすると、16世紀代は砂堆部集落内に存在し、段丘上には17世紀開発開始前後に移動・建立されたとと言える。時代的には慶長が微妙である。

文献史料の内容が事実であるとの前提でここでは述べたが、史料は事実であるのか。草庵から慶長にかけてのものは、現在同時代史料が確認されていない。天正までのものは先の「基立書」からのものであり⁴²⁾、慶長は後の時代のものである⁴³⁾。寛文については建設時の「奉加帳」が存在するので確定している⁴⁴⁾。したがって、これら史料が全くの偽りであるとの史料批判はできないが、必ずしも事実のみを記載しているとは言えないであろう。

④人口

文献史料では、宝永7年（1710）7,536人を最高として、以後人口は減少するとされている⁴⁵⁾。本寺内では18世紀以降は開発ラッシュの状況であることは先述した。出土遺物からは、人口減少は考えられない。

人口減少原因としては、近世後半に経済が活発化し、富裕層の増加、それに伴う敷地占有面積の拡大から、それ以外の人間は寺内の外へ移住したとの考えが提示されている⁴⁶⁾。これは合理的な理解であるように見える。しかし、近世遺構が確認できる殆どの調査地点では、ゴミ穴、井戸

等が多数確認でき、また、日常雑器である陶磁器が大量に出土することから、考古学的にはこの理解は肯定できない。

現状確認している遺構、遺物からこの原因を確定する術はない。経済の活発化は確認できるので、例えば、それに伴う周辺地域からの通いの使用人・職人の増加、日用の雇用等⁴⁷⁾、昼間人口と夜間人口の差、寺内周辺新町のベッタウン化等の原因が考えられるのではないか。

7. 今後の課題

本考察では、考古学的に推定できる集落の変遷について述べてきた。調査面積が少ないため、推定の域を出ない解釈も多い。再構築の必要に迫られる可能性も大いにあり、今後の発掘調査の進展、資料の増加を待って、順次訂正していきたい。

しかし、目的である貝塚寺内の概要をまとめ課題点を抽出することは一応達成できたと考える。また、文献等の記録が存在するからといって、それを無批判に信用できないことも明らかにできたと考える⁴⁸⁾。

では、本文中にて示した解釈を基にして、今後の発掘調査の課題、方向性について述べまとめにかえたい。

本寺内における旧地形、遺物包含層（整地層）のあり方は、ほぼ把握できている。したがって、ここで見たように全体像の解釈、大まかな変遷については言及可能なレベルにある。しかし、歴史地理学で取り上げられる町屋区画、街路等都市計画の部分については理解不可能である。寺内の成立、後の変遷を詳細に解明するためには、これを明らかにできる調査を実施することが第一の課題である。しかし、細かい民家区画の現状では纏まった調査は不可能であり、小発掘を可能な限り計画的に繰り返すしか方法はない。

今回全く解明できないものとしては、砂堆部と段丘部の開発の繋がりがある。古くから段丘崖が存在しているため、繋がった利用・開発はなかったとも理解できるが、現状の難波川開析谷から近木町にかけて緩やかな斜面が広がっており、近世に何らかの崖に対する開発が存在した可能性は高い。本文でも見たとおり、調査成果の解釈についても、殆どのものが崖によって断ち切られる状況にあり、先の課題共に大きな課題と言える。

町場の状況は先の様に一定の把握が可能になったが、寺内中心寺院である願泉寺の状況は推定レベルの比重が大きい。調査件数が非常に少ない上に連綿と寺院が営まれた地であるため大幅な改変がなかったと理解することは簡単である。しかし、現地盤表層付近にて幕末の整地層、遺構、遺物を確認できるの対して、それ以前の遺構等を殆ど確認できないという点は大幅な改変がなかったと言う事だけでは理解し難い。大幅な改変がないのならば、古い時代からの遺構が良好に残っているとなるのが自然ではないか。願泉寺自体の移動と言う点も視野に入れ⁴⁹⁾、今後更に調査を行う必要がある。

以上、貝塚寺内について述べてきたが、極言すれば、中世末以降の集落変遷を推定したに過ぎない。歴史学においても「寺内」は明確に定義されておらず⁵⁰⁾、考古学的に何をもって「寺内」とするのが定義できない現状において、これが限界であるのかもしれない。しかし、通常の集

落とは異なり、豊富に残る文献から得られる細かい事象、他の寺内との直接比較が可能な街路区画等、学際的に調査・分析できる好例であり、共同研究することによって、新しい方法論が生まれる可能性を秘めていると考える。また、新しい方法論無しには解明できないと言えよう。

(前川浩一)

追記

本考察は、平成8年9月21日関西近世考古学研究会例会、平成9年7月5日貝塚寺内町歴史研究会例会において口頭発表したものが基礎となっている。発表時には両研究会の皆様より多くのご教示をいただき、ここに深く感謝の意を表します。

なお、発表内容の一部はすでに文章化し公表しているが⁵¹⁾、一部認識不足の点もあり、今回訂正した。また、口頭発表から文献、絵図との比較検討の内容を一部削除した。現時点にてを完見できない史料を使用したためであり、この点については別稿を予定している。

注

- 1 仁木 宏1995「戦国・織豊期都市史研究の一視角－寺内町論のためのノート－」『年報 都市史研究1 城下町の原景』都市史研究会編 山川出版社
- 2 貝塚寺内町歴史研究会1995『寺内町研究創刊号』
貝塚寺内町歴史研究会1997『寺内町研究第2号』
- 3 (財)京都市埋蔵文化財研究所1997.6.7『山科本願寺跡 発掘調査現地説明会資料』
(財)京都市埋蔵文化財研究所1997.9.6『山科本願寺跡⁽²⁾ 発掘調査現地説明会資料』
- 4 山科本願寺・寺内町の歴史を学ぶ会1997～1998『市民講座』
- 5 仁木 宏1997『空間・公・共同体－中世都市から近世都市－』Aoki Library日本の歴史 青木書店
- 6 西岡巖編1985『貝塚市遺跡群発掘調査概要Ⅶ』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第9集 貝塚市教育委員会
- 7 a 前川浩一編1994『貝塚市遺跡群発掘調査概16』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第32集 貝塚市教育委員会
b 拙稿1995「貝塚寺内町の遺構と出土陶器について」『貝塚市遺跡群発掘調査概17』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第35集 貝塚市教育委員会
- 8 a 前掲7 b
b 拙稿1997「貝塚寺内町遺跡の外周構造部について」『貝塚市遺跡群発掘調査概19』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第40集 貝塚市教育委員会
- 9 前川浩一編1996『貝塚市遺跡群発掘調査概18』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第38集 貝塚市教育委員会
- 10 青山賢信1986『貝塚寺内町－町並調査報告書－』貝塚市教育委員会
- 11 貝塚市役所『貝塚市史 第1巻 通説』1955『貝塚市史 第2巻 各説』1957『貝塚市史 第3巻 史料』1958
- 12 a 近藤孝敏1995「貝塚寺内の成立過程について－「貝塚寺内基立書」の史料批判を通じて－」『寺内町研究創刊号』貝塚寺内町歴史研究会
b 近藤孝敏1996「貝塚寺内町関連資料集」『貝塚寺内町遺跡』貝塚市埋蔵文化財調査報告第39集 貝塚市教育委員会

- c 矢内一磨1995「願泉寺本堂再興造立奉加関係文書について－寛文三年の本堂再興に関する奉加帳のデータベースによる紹介－」『寺内町研究創刊号』貝塚寺内町歴史研究会
- 13 ここに示す分類は筆者に観察によるものであり、地理学による裏付けがあるものではない。また、現状地形からの判断であり、古くからこの状態であったということではない。
- 14 本書第1、3章
- 15 市本芳三氏のご教示による
- 16 近藤康司氏のご教示による
- 17 中世遺物については各調査において数点程度出土するものの、摩滅したものが多く、近世段階に建築用粘土等に混入して持ち込まれたと考えていた。しかし、近年の調査では、摩滅の少ない土器類片、磁器片、瓦片を発見できるようになり、先の原因だけではない遺物も存在する可能性が出てきた。更に20地点では古代に遡る須恵器、土師器が出土している。
- 18 切土した残土等は寺内周辺地域に廃棄した事を想定した。
拙稿1997「貝塚市内発見の粘土採掘土坑」『加治・神前・畠中遺跡発掘調査概要』上野裕子編 貝塚市埋蔵文化財調査報告第42集 貝塚市教育委員会
- 19 前掲6
- 20 前川浩一編1998『貝塚市遺跡群発掘調査概要20』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第46集 貝塚市教育委員会
- 21 前掲10
- 22 前川浩一編1997『貝塚市遺跡群発掘調査概要19』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第40集 貝塚市教育委員会
- 23 未報告 平成4年以前、調査時点において近世以前の遺構等を確認できない調査については重視しておらず、このため未報告のものが多し。以下、未報告の理由はこのとおり。
- 24 前川浩一編1995『貝塚市遺跡群発掘調査概要17』貝塚市埋蔵文化財発掘調査報告第35集 貝塚市教育委員会
- 25 本書第2章
- 26 未報告
- 27 未報告
- 28 本書第1章
- 29 前掲24
- 30 未報告
- 31 中村 浩編1996『貝塚寺内町遺跡』貝塚市埋蔵文化財調査報告第39集 貝塚市教育委員会
- 32 前掲22
- 33 前掲6
- 34 図上表現では水田氏と類似した地域を想定しているが、現在の地形図上で表現したためであり、当初から現状方向で方形区画を想定していない。厳密な地点、区画等は現状では判断できない。また、想定地域についても水田氏のものより南東に広く、段丘直下までを想定している。
水田義一1997「貝塚寺内町の成立過程－歴史地理学的考察－」『寺内町研究第2号』貝塚寺内町歴史研究会
- 35 年代的には前川要氏の論を補強した結果となったが、本寺内では前川氏の言われる大幅な改変は認められ

ず、成立後徐々に形作られた言える。

前川 要1991『都市考古学の研究－中世から近世への展開－』柏書房

36 前掲12 a

37 前掲12 a

38 樋口吉文1980「堺 中近世環壕都市発掘調査報告」『堺市文化財調査報告第6集』堺市教育委員会

39 前掲12 a

40 太田牛一原著、榊山潤訳1980『信長公記（下）』教育社

41 前掲12 c

42 前掲12 a

43 前掲11 第3巻550項延享三年（1746）の文書

44 前掲12 c

45 前掲10

福尾氏は元禄をピークに減少するとしている。

福尾猛市郎1941「近世寺内町の性質－特に和泉國貝塚寺内町について－」『紀元二千六百年 記念史学論文集別冊』

人口記録はどのような人々が対象になるのか、筆者は理解できていない。しかし、人口については、数種の資料が使用され、また、後世の文書も含まれている。人数については、文書が作成された目的に関連した数字であると考えられる。クロスチェックしていない状況では当事の近似値と考えた方が良いのではないか。

46 前掲45

47 脇田修1994『日本近世都市史の研究』246項 東京大学出版会

48 小稿で何度も登場する近藤氏が、これまで寺内記述の根本としていた「寺内基立書」を痛烈に史料批判しているのが好例である。前掲12a

49 願泉寺の位置について論じたものは管見ではない。位置は当初から段丘上にあるという前提で論じられているものだけである。

50 前掲5

51 拙稿1998「遺跡としての貝塚寺内」『中学の広場156号』大阪府公立中学校教育研究会

参考文献

前川浩一編1993『貝塚市遺跡群発掘調査概要15』貝塚市埋蔵文化財調査報告第29集 貝塚市教育委員会

西暦	年号	月日	内 容	文献
1545	天文14		右京坊を根来寺より迎え真宗道場の住持とする	?
1550	19	4. 22	本願寺証如ら一行、吉野花見後、紀州黒江御坊へ下向した際、「かいつか」へ巡錫す。また、帰路にも「かいつか」を通る。	近藤(1)
		8. 10	貝塚草庵を再建し、証如よりト半斎了珍に阿弥陀如来絵像を下付	38P
1555	24	3.	貝塚道場を中心とする集落、大坂本願寺下の寺内として取建てられる	?
1576	天正4	7. 12	毛利水軍本願寺への兵糧米搬入のため貝塚に上陸、ついで木津川口に進み、適船と戦い、石山に入る	44P
1577	5	2. 16	信長来攻、和泉香の庄に陣す、雑賀・根来衆・和泉門徒等、貝塚・千石堀・畠中に陣を布く	45P
		2. 17	織田信忠来攻の報に土民軍四散し、信忠軍貝塚に入る、寺内町焼土とかす	45P ?
1580	8	閏3. 27	大坂本願寺開城にあたり、顕如宗門分裂を憂え、諸方門末及びト半斎に協力方を要請	45P
			貝塚に板屋道場を再建、祖師御影を安置す	?
			信長、貝塚を寺内として承認、寺内の自治を以て地子軒別百坪宛免除	?
1582	10	10.	本願寺より寺領保全のため秀吉に気脈を通ず	46P
1583	11	5.	秀吉、本願寺御坊を貝塚に取立ることにつき、ト半斎に協力を命ず	?
		5.	秀吉、貝塚を寺内として安堵(禁制を下した)	近藤(7)
		7. 4	顕如、鷲森から貝塚に入る	47.59P
1584	12	3. 9	秀吉、根来征伐のため大坂を出発する風聞あり、秀吉貝塚寺内に禁制を授く	近藤(9)
		10. 27	秀吉、貝塚寺内に宛てて、根来征伐につき軍勢出入りの停止する直書を与える	近藤(10)
1585	13	3. 20	秀吉、根来征伐のため大坂を出発、教如等これを大津にて出迎う、秀吉貝塚に禁制を下す	51P
		3. 23	秀吉、ト半斎に仲介方を依頼し、沢城開城、秀吉根来に向かう	51.56P
		8. 30	本願寺貝塚を去り、大坂天満に移る	58P
			ト半斎了珍、貝塚御坊を返還され、これより領主的権力振るう	?
		11.	貝塚御坊、水間寺の梵鐘を買収して、鐘樓を建てる	?
			この年、ト半斎糶独占、特定の商人にのみ認める	68P
1586	14		近木庄神前番代官、ト半斎に年貢不納の借用状を入れる	58P
1587	15	5. 19	富田頼雄、貝塚基立書を作る	58P ?
			感田瓦大明神を寺内町民の氏神として建設	?
1593	文禄2	3. 19	本願寺教如よりト半斎了珍に対して顕如上人画像を下付される	60P
1594	3		この年、岸和田城主小出秀政、貝塚寺内の周濠を埋める	?
1595	4	8. 30	岸和田城主小出秀政、泉州知行地加増を受けた際に、貝塚寺内を「海塚やしきかた」として、その支配を秀吉に公認される。	近藤(13)
1598	慶長3		板屋道場を改めて本堂を新築、諸入費は小出秀政他、寺内町人、庄屋、肝煎の奉加による	?
			日蓮宗妙泉寺、寺内近木之町に建立	?
1600	5	9. 21	家康、貝塚に朱印の禁制を下す	63P
			ト半斎を引見	?
1601	6		ト半斎の斡旋により、家康根来寺僧81坊の帰山を許可す	?
1602	7	10. 16	ト半斎了珍死去、了入と諡す	?
1604	9		和泉国検地に貝塚御坊仏供田存続を願い出、小出秀政に了解を得る	67P
1607	12	8.	本願寺准如、願泉寺安置親鸞聖人御影に裏書を施す(「願泉寺」の初出資料)	68P
1610	15	4. 14	貝塚寺内年寄、住民等、新川石見(ト半斎了閑)の苛政を幕府に訴える	68P
			了閑から返答書を出す	70P
		6. 26	了閑勝訴し、家康、貝塚寺内に諸役免許の黒印状を与えた	71P
		8. 8	片桐且元の名においてト半斎内に対して舟役を免除する	71P
1613	18		家康、貝塚寺内に周濠掘削を命じ、幅3間程度に掘る	?
			浄土宗上善寺、海塚村より寺内南之町に移る	?
		6. 2	教如、願泉寺の親鸞聖人御影に裏書きを施す	72P
1615	元和元	5. 14	ト半斎了閑、大坂陣落人の首、600余を堺政所に持参す	73P
		閏6. 15	ト半斎了閑、和泉国内の豊臣氏の旧領代官を命じられる	?
			家康御用の江戸商人亀屋栄仁、ト半斎了閑を大坂城代松平清匡に紹介する	73P
1617	3	7. 21	ト半斎、板倉勝重の取次をもって、秀忠の朱印状を受ける	74P
1618	4	1.	京都所司代、寺内諸役及び船役免除について報告	74P
1627	寛永4	8.	京都の陶工酒井庄太郎、堀新町に來たり、音羽焼を始める	?
1636	13		4代ト半斎了周、上野東叡山にて剃髪得度、金涼山真教院の山院号を受け、以後、東叡山の支配に入る	563P ?
		11. 9	家光、寺内諸役免許の朱印状を下す	76P
1645	正保2	閏5. 18	東本願寺宣如上人を通じて、貝塚ト半手作りの水粉を後水尾上皇に献上すべき旨下命あり	78P
			この頃、津田の花形塩始まる	?
1646	3		この頃、ト半家の裁判権すでに幕府公認	78P
1648	慶安元		町制区画の初見記録(絵図)	

表5 貝塚寺内年表(貝塚市史第3巻史料1958より抜粋)

1649	2		感田明神社造替成る	645P ?
1650	3		感田神社、吉田家によって和泉国式内62社に列せられる	? ?
1651	4	7.	この時、寺内年寄7名	? ?
1663	寛文3		大工三ツ松村岸上貞由を棟梁となり、願泉寺本堂を造営	文献(1)
1665	5	7. 11	家綱、寺内諸役免許の朱印状を下す	76P
1668	8	7. 11	ト半家、この年より屋敷別に新たに「御普請役」を寺内町民に課す	? ?
1673	延宝元		津田の塩焼壺始まる	? ?
1676	4	4. 7	寺内年寄中、藩役人宛年貢の責任を負う請文を提出	80P
1681	9		幕府巡視役一行、貝塚寺内及び岸和田藩領内を巡見につき、調書を予め作成 「屋敷大小1,300余、人数7,500人余」	84P
1682	天和2	7. 30	朝鮮信使来朝につき、国役賦課のため村高報告の幕命あり、貝塚より大坂役 所に対して無高・諸役免許の旨報告	84P
1685	貞享2	6. 11	綱吉、貝塚寺内の朱印状を下す	76P
1688	5	3. 16	貝塚ト半役所、堀・海塚・半田・福田・久保・小瀬の六ヶ村散在の仏供田畠 を寺内周辺にまとめるにつき、六ヶ村と談合成り、岸和田藩了解を経て替地	90P
1696	元禄9	7.	ト半家、岸和田藩に対して、寺内周辺の仏供田畠に藩主公認の墨付を頂きたいと申出る。	107P
		8. 14	貝塚寺内書上を大坂奉行所に提出「家数1,536軒、人数7,110人」	近藤(24)
1698	11		岸本了円、妙心夫妻、蓮如上人御影を願泉寺に寄進	110P
1700	13	4.	貝塚寺内年寄等、古来よりの年寄所管事務の慣行書類を作成	110P
1707	宝永4	5. 22	午後2時、大地震	115P
1709	6	3.	6代ト半斎了友、輪王寺宮より真教院を永代常院室に仰付けられる	? ?
		12. 14	宗福寺叔恵、感田大明神役勤仕を許される	116P
1710	7		例年3月に行われる宗旨改に基づいて、ト半役所が寺内住居町人の宗旨状況 及び総人口の覚書を作成「人数合7,536人」	近藤(26)
		5. 3	幕府巡見使一行、貝塚に宿泊し、岸和田藩領内及び貝塚寺内を視察	116P
1713	正徳3	12. 7	貝塚寺内陸浦の高札の種類を堺奉行所に提出	119P
1714	4	10. 19	ト半役所、寺内ばくち停止、火の用心、遊女宿取締を令す	? ?
1718	享保3	7. 11	吉宗、貝塚寺内諸役免許の朱印状を下す	77P
1724	9	3.	貝塚寺内、天和2年の旧例に従い、国役高懸り断り書を大坂奉行所に提出	121P
1725	10	9.	ト半家来、血判の起請文を老役に提出	? ?
1728	13	5.	貝塚感田大明神社修葺のため、氏子一人に十文宛を年四季、二年間寄進	123P
1733	18	6.	ト半役所、寺内に野郎・遊女を抱え置くことを禁じる	? ?
1739	元文4	5. 28	感田大明神下僧教門、観音信者に奉加錢を集め、境内観音堂に33ヶ所観音木 像を安置したい旨、ト半役所に願出る。	128P
1746	延享3	4. 2	幕府巡見役の貝塚視察に備え、寺内調書を作成	130P
1747	4	8. 11	家重、貝塚寺内に諸役免許の朱印状を下す	77P
1758	宝暦8	11.	ト半役所、魚類売買業者の心得を示す	133P
1766	明和3	3. 3	感田明神社、神祇管領より大明神の宗源宣旨を受ける	134P
1770	7	6. 11	紀州俵徳川重倫、午前八時貝塚着、十時出発	139P
1780	安永9	3. 21	感田神社神門再建	144P
1786	天明6	8. 19	日光輪王寺門跡の口入により堺奉行とト半家との応接法式定まる	152P
1788	8	9. 11	家斉、貝塚寺内諸役免許の朱印状を下す	77P
1794	寛政6		貝塚浦高札書直し、高札場普請、浦会所垣修繕を行った	159P
1798	10	5. 25	堺奉行所に対し、貝塚寺内人口調書を報告した「5,735人」	165P
		10. 2	ト半真教院了覚死し、長男了恕より、忌明の上を以て、慣例に従い、真教院 と改め、江戸表へ継目御礼に下りたい旨を堺奉行に伺いでた	165P
1799	11	8.	旱天のため、度々雨乞を行った	166P
		11.	ト半役所より町方に触状を出し、町人規律の厳正を期した	167P
1800	12	4. 15	貝塚寺内に触状を以て、塵芥を川筋、畠等に捨ててを禁じた	168P
		8. 11	貝塚の御堂年寄を廃止し、天明8年以前の如く、その事務を惣分年寄の所管 とした	168P
		12.	貝塚ト半の御堂役僧等連署して、役僧にして家頼たる分を守る旨の誓文提出	169P
1803	享和3	2. 25	ト半了恕、家頼中に対して政令を発した	
		5.	ト半より京都所司代初入りの節、御礼の旧格を届出る	173P
1804	文化元	9. 11	ト半了恕より家来、町方に対して儉約令を発す	183P
1805	2	5.	貝塚年寄より、町勢の概要を記して、伊能忠敬に報告した	191P
1807	4		幕府より天領私領の別無く、米価維持のため困米を命ぜられ、貝塚では一旦 引き受けたが、やがて寺内の特殊性を以て、拒絶の運動を試み、旧例を記し て堺奉行所に願出た	196P
1809	6	2. 21	朝鮮信使来朝について高懸りを課する幕命に対し、貝塚より御免の慣例を大 坂西奉行所に届出	202P
		2. 22	紀州侯貝塚止宿	202P
1810	7	3. 13	岸和田藩、郷村民の貝塚寺内法会参詣を禁止する	206P
		4.	貝塚ト半役所、株の石高に拘らず、醸造米実石数を確定せしむ	207P
		10. 8	紀州侯一行貝塚止宿	211P
1811	8	1.	感田神社惣代より社僧宗福寺をト半支配とせられんことを願い許される	214P

1812	9	1.	堺奉行所囲米命令を発するが、貝塚は免除免除される	214P
		1.	感田神社社僧宗福寺、江戸上野東叡山直末となり、貝塚惣分年寄より社僧に	220P
1813	10	5. 4	対して従来の仕来りを守るよう申渡す	223P
		9. 15	感田神社火災、本殿・拝殿・御供所及び境内社2社焼失	224P
1814	11	8. 4	紀州侯貝塚止宿	226P
1816	13	3. 3	感田神社本殿造営成り、正遷宮を願う	230P
1817	14	1.	紀州侯貝塚止宿	?
		4. 6	素人無役大工営業禁止令出るも貝塚大工は除外される	234P
		12.	紀州侯貝塚止宿	241P
1818	文政元		歳末に際し、貝塚難民救恤	
			貝塚ト半より堺奉行所に対し、刑罰治安関係の諸事項について、寺内にて独	
			断に処置するものと、届出るべきものについて伺書を提出	247P
1821	4	4. 3	堺奉行松平石見守一行貝塚その他天領巡見	257P
1822	5	2. 6	紀州侯一行、ト半屋敷にて中食	257P
		4. 15	紀州侯、ト半屋敷止宿	259P
1824	7	3. 10	堺奉行水野遠江守一行巡見、ト半家小憩、人足貝塚30人提供	268P
1826	9	2.	貝塚浦に浜会所新築	277P
1829	12	6. 25	將軍上使貝塚本陣にて昼休	284P
1832	天保3	8.	寺内浦方年寄、浜上げ荷物に浦役を課し、浜会所費用に充てること許される	298P
1833	4		貝塚御坊財政仏事関係を惣分の所管に移す	301P
1836	7	12.	ト半役所、貝塚窮民に救米を施す	309P
1837	8	7.	貝塚救窮民救済のため、募金を行う	310P
1845	弘化2	11. 12	寺内氏神感田神社僧得順、看坊となり惣分との慣行を承認する	337P
1846	3	閏5.	ト半了諦、家督の礼のため江戸参府	338P
		9.	ト半役所、貝塚寺内寺社帳を堺奉行所に提出	339P
			岸本清兵衛等貝塚郷校設立	?
1849	嘉永2	4. 21	將軍上使貝塚通行	342P
		9.	貝塚魚市場をト半役所直支配とする	343P
1850	3	10.	貝塚御堂にて難民に粥施行	345P
1853	6	2.	ト半役所、貝塚御用大工職の鑑札を改める	354P
1854	7	5.	ト半家より老役所・家中一般・賄方料理方に心得書を申渡す	359P
1855	安政2	8.	寺内北之町年寄3名申合せ、ほしいままに退役を申出、ト半役所に召喚	361P
		9. 11	將軍家定、貝塚寺内諸役免許	77P
1857	4	閏5. 15	貝塚問屋仲間、商品課税の減額をト半役所に願出	364P
1859	6	4.	願泉寺にて親鸞聖人600回忌法要執行のため寄付を集める	366P
1860	万延元	4. 22	貝塚問屋一同、浦役免除方をト半役所に願出	369P
		9. 11	將軍家茂、貝塚寺内に諸役免許	371P
1861	文久元	4.	ト半家、近年町民地頭輕悔の状を堺奉行に報告	373P
		12.	ト半家、家来に対し「御家掟」を発す	566P
1866	慶応2	1. 17	ト半役所、惣分年寄中に対して町方取締を申渡す	391P
		3. 11	寺内警備のため北入口番所を復活	395P
		3. 28	貝塚渡海船持株仲間、ト半役所の異議により堺奉行所の公認取消される	396P
1867	3	8. 24	貝塚寺内、堺奉行所の廃止に伴い大坂奉行所所管に移る	591P
1868	明治元	1. 22	貝塚寺内、大阪鎮台管轄下に入る	645P
		6. 22	大阪府より堺県を分ち、貝塚寺内と沢村のみ堺県	658P
1869	2	2. 2	ト半了諦、家来一同に剣術稽古させる	413P
		2.	貝塚寺内畑地棹入れ	415P
		3. 7	ト半役所、浦方年寄に浜台場の修理を命ず	417P
		5. 22	ト半家来目黒青海、熊田宇内、ト半家へ行政意見書を出す	423P
		9. 1	この年寺内戸数946、人口3,958	421P
1871	4	1. 5	社寺領上知に伴い貝塚寺内適用	434P
		3. 20	旧貝塚寺内南之町本陣に貝塚郷学創設	
		3.	貝塚寺内上知	
		5. 15	旧社寺領上知に関する太政官布告により、寺内地子を堺県に収納、内2割5	
			分をト半家に支給	434P
1873	6	1.	貝塚元本陣を区長詰所とする	445P
		5. 7	寺内境界門を取払う	451P
1876	9	1. 20	社寺朱墨印地再詮議の旨、堺県よりト半家に伝達される	464P
		3.	ト半了諦、貝塚寺内は社寺領ならざることを申請	464P
1878	11	11.	願泉寺より本願寺に宛、直門徒戸数を報告、645戸	473P
1880	13	3.	祖先が寺内開墾の功労者であることをもって、ト半家に対して金禄公債を下	
			賜	473P
文献 ページ数のものは貝塚市役所『貝塚市史第3巻史料』1958				
近藤 () は近藤孝敏「貝塚寺内町関係資料集」『貝塚寺内町遺跡』貝塚市埋蔵文化財調査報告第39集1996				
文献(1)は矢内一磨「願泉寺本堂再興造立奉加関係文書について」『寺内町研究創刊号』1995 貝塚寺内町				
歴史研究会				
? は直接の文献等が発見されていないもの、公表されていないもの				

番号	地点番号	調査番号	調査日	所 在	検出遺構	層 位	出土遺物	調査面積	報告書	報告書名	備 考
1	53	83-4	831008	中846	溝、落ち込み		陶磁器	28.00			
2	23	84-4		中846	石組		陶磁器、瓦	9.00	○	9	
3	24	87-5	870730	北441	溝		陶磁器	12.00			
4	40	88-18	890310	南1401-1	0		陶磁器	1.50			
5	49	88-2	890502	中847-1	0		陶磁器	230.00			
6	30	89-7	890706	近木985	0		陶磁器	52.50			
7	38	89-11	890926	近木1057-6、-7	0		陶磁器、瓦	167.00			
8	43	89-13	891018	北258	便所		陶磁器	22.00			
9	32	89-21	900315	中922-1他6筆	濠		陶磁器、瓦	21.00			
10	48	90-5	900627	西7-4,683-1,685-1	0		陶磁器	4.50			
11	37	90	910130	北101,103-1,104-1,105-1,106,107	0		0	15.00			
12	43	91-12	910824	北207	0		陶磁器	6.50			
13	25	92-25	920916	北38-5	溝、土坑		陶磁器、瓦	13.00	○	29	
14	46	92-27	921002	西705-1、-2、-3	0		0	18.00			
15	16	93-11	930622	北423-1、481	土坑	整地層	陶磁器、青花	9.00			
16	39	93-16	930708	南1123,1126	0		和泉音羽焼	92.50	○	32	
17	9	93-37	940124	南1283,1285,1286	落ち込み、溝		陶磁器	12.80			
18	15	93-38	940126	北21-17	溝	整地層	陶磁器	14.00			
19	34	93-50	940311	中1543		整地層	陶磁器、瓦	10.00	○	35	
20	12	94-3	940407	南1408-4	落ち込み、溝		陶磁器	16.00			
21	31	94-8	940610	中926-1,940-1,9403	落ち込み		陶磁器、瓦	34.00	○	35	
22	33	94-9	940420	中1529-8	壕		陶磁器、瓦	25.00			
23	29	94-18	940610	中932-1,932-2,933-1	0		陶磁器、瓦	14.00			
24	11	94-19	940614	南1405	0		陶磁器	25.00			
25	8	94-22	940621	南1190	土坑、便所		陶磁器、青花	27.00			
26	27	94-24	940718	北50-1,50-2	土坑		陶磁器	14.00			
27	47	94-26	940722	西698,699	0		陶磁器	5.00			
28	13	94-28	940804	西1361-11	0		陶磁器、瓦、貝	16.00			
29	20	94-29	940823	北441	溝、落ち込み		陶磁器、青花	15.00			
30	14	94-38	940126	南1250-4	溝、落ち込み	整地層	陶磁器	15.00			
31	7	94-41	941205	南1333		整地層	陶磁器、青花	26.00			
32	41	94-44	941222	南1344-2	0		陶磁器、青花	24.00			
33	45	94-49	950201	北122-34	0		0	10.00			
34	21	94-50	950206	西777	沼?、落ち込み、溝		陶磁器、瓦、青花	21.00			
35	35	94-53	950302	中906-1	土坑		陶磁器、瓦、埴物関係、青花	290.00	○	43	
36	18	95-4	950412	西647,648		整地層	陶磁器	4.00			
37	4	95-10	950621	西550-1			陶磁器	82.00			
38	44	95-11	950626	北111-1	0		0	28.00			
39	6	95-13	950707	南1326-4	土坑	整地層	陶磁器、瓦	25.00			
40	17	95-16	950726	西644-2		整地層	陶磁器、青花	16.00	○	38	
41	4	95-19	950821	西550-1	溝、建物、土塁		陶磁器、瓦	1,500.00	○	39	95-10、2次調査
42	26	95-20	950821	北13-5,13-6	土坑、道?		陶磁器、瓦	19.00	○	38	
43	3	95-45	951220	北254	溝、土坑		陶磁器、瓦	14.50			
44	36	95-50	960214	南1088,1090	壕、土坑	整地層	陶磁器、瓦	22.00	○	40	
45	20	95-51	960226	北441	溝、便所、建物、井戸		陶磁器、瓦、青花、和泉音羽焼	900.00	○	43	94-29、2次調査
46	19	95-54	960311	北20-6	水琴窟	整地層	陶磁器、瓦	14.50	○	40	
47	10	96-10	960604	南1185-2	溝、落ち込み		陶磁器	13.50			
48	5	96-11	960610	西565-6	0	整地層	陶磁器、瓦	7.00			
49	22	96-22	960807	西671-5			陶磁器	16.50			
50	1	96-33	960924	北393-8	石塁	整地層	陶磁器、瓦	7.00	○	40	
51	28	96-36	961024	中866-1	0		陶磁器、瓦	4.50			
52	22	96-45	961202	西671-5	土坑、水琴窟		陶磁器、瓦、青花	216.00	○	43	96-22、2次調査
53	2	96-47	961209	北393-6	0	整地層	陶磁器、瓦、貝製硝壺	10.00			
54	54	96-60	970219	近木地内	0	整地層	和泉音羽焼	180.00	○	46	
55	20	96-63	970328	北441		整地層	陶磁器	60.00			95-51、立会
56	50	97-2	970414	西565-7			陶磁器	4.00			
57	51	97-8	970522	中846	建物、土坑		陶磁器、瓦	14.00	○	46	
58	52	97-9	970529	南1223-2	建物、落ち込み	整地層	陶磁器	6.00			
59	55	97-13	970625	西574-4	沼?	整地層	陶磁器	9.00			
60	50	97-15	970714	西565-7	建物、土坑		陶磁器、瓦	92.50	○	46	97-2、2次調査
61	56	97-17	970811	北1-1,1-2他	0		0	12.00			
62	57	97-22	970905	中1546-19				12.00			
63	57	97-31	971007	中1546-19	粘土採掘土坑		陶磁器、瓦	112.00			97-22、2次調査
64	58	97-48	980227	南1422-6	0		0	3.00			
65	59	97-49	980302	中825-1他	便所		陶磁器	11.25			

表6 貝塚寺内町遺跡調査地一覧